

留萌港

の地域的 参考情報

1 留萌港の気象・海象の特徴

留萌港は、冬季に強烈な西風が吹く影響で、世界三大波濤と言われるほど波の強い地域です。

2 勧告基準

区分	基準	実施事項
勧告 (第一体制)	<p>(台風) 気象庁が発表する台風情報において、留萌地方が12時間以内に『暴風域』に入ることが予想される場合。</p> <p>(低気圧) 気象庁から各港が所在する自治体等に暴風警報又は暴風雪警報が発表もしくは、発表の可能性が高い情報を入手した場合。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は台風の接近に備えて荒天準備を行い、警戒体制をとること。 2 保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 3 港外の安全な海域に避難することができない船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置をとること。 4 工事・作業現場においては、資機材等の流出防止措置を完了させ、警戒体制をとること。
勧告 (第二体制)	<p>(台風) 気象庁が発表する台風情報において、留萌地方が6時間以内に『暴風域』に入ることが予想される場合。</p> <p>(低気圧) 気象庁から各港が所在する自治体等に暴風警報又は暴風雪警報が発表もしくは、発表の可能性が高い情報を入手した場合であって、いずれかの自治体等の陸上部で風速25メートル以上の暴風が予想される場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物積載船舶及び総トン数1,000トン以上の入港予定船舶は入港を取りやめ、安全な海域へ避難すること。(留萌港) 2 上記1以外の船舶及び在港船舶は、安全な海域へ避難又係留強化若しくは陸揚げ個縛が可能な船舶は、同措置を行い厳重な管理体制をとること。 3 やむを得ず錨泊する船舶は走錨防止対策を行うとともに、次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF(CH16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ・当直員(船橋当直・無線当直等)の配備をすること。 ・AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認をすること。 4 工事・作業現場においては、資機材等の流出防止措置を完了させ、警戒体制をとること。

3 錨地等の特性・海難事例

過去には、貨物船が強い西風と波浪により係留索が切れ港内4区に座礁した海難や、錨泊中の貨物船が強い西風と波浪により走錨する事案も発生しています。

緊急連絡先

留萌海上保安部

警備救難課 TEL：0164-42-0118

交通課 TEL：0164-42-0414

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。